

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第6号 (1-1)

監 査 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>◎ 建設水道部 ● 建築住宅課 ○ 市営住宅担当</p> <p>1. 支出事務について 【指摘事項】 (1) 公有財産購入費の支出において、請求書の消費税及び地方消費税の合計額(率)が誤って8%で請求され、誤った金額で過大に支出しているため、請求書の記載事項を十分に確認して支出するとともに、精査の上、精算処理されたい。</p> <p>2. 契約事務について 【指摘事項】 (1) 市営住宅受水槽消毒清掃及び水質検査業務委託において、設計内訳に記載の委託業務価格に消費税及び地方消費税の合計額を加算した額を設計額としているが、単純な加算誤りにより設計額に誤りが見受けられ、結果、設計額と予定価格に相違が生じており、整合性がないので留意されたい。</p> <p>3. 財産について 【指摘事項】 (1) 電気通信線路設備設置用地としての市有地(行政財産)の使用許可において、電柱設置者による使用許可申請が未申請であることが判明したにもかかわらず、新規の申請として使用料を徴収しているが、設置日を確認した上、未申請分に係る使用料については、遡って徴収すべきである。</p>	<p>今後、適正に事務処理いたします。 なお、指摘事項につきましては精算処理済であります。</p> <p>今後、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、適正に事務処理いたします。 なお、指摘事項につきましては精算手続き中であります。</p>
<p>● 上下水道課・浄水場(農業用水事業特別会計) ○ 上下水道管理担当・料金担当・浄水担当</p> <p>1. 契約事務について 【指摘事項】 (1) 自家用電気工作物保安管理業務委託において、随意契約ではあるが、執行所に添付している契約書(案)に受託先が記入されているので、適正に事務処理されたい。</p>	<p>今後、適正に事務処理いたします。</p>